

給水装置工事設計施工指針の改正内容及び改正箇所について

1. 改正内容及び改正箇所

- 改正内容 「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正
改正箇所 【1 ページ】 第一章 総則 1. 目的
【3 ページ】 5. 新設工事等の申込（条例第8条） 1.
【4 ページ】 10. 指定給水装置工事事業者制度
（法第25条の3第1項） 二、三
【5 ページ】 11. 指定工事事業者の事業運営の基準 1.
【5 ページ】 （施行規則第36条）
【6 ページ】 12. 給水装置工事主任技術者制度
1. 主任技術者の役割と職務 四
【119 ページ】 第九章 条例・規程等
○鶴岡市給水条例 第8条第1項
【124 ページ】 ○鶴岡市給水条例 第36条の2第2項
【125 ページ】 ○鶴岡市給水条例 第38条第1項第1号
【172 ページ】 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準
別表第1（違反項目）指定要件の違反
（指定給水装置工事事業者規程根拠条項等）
第7条第1項第2号、第4条第1項第2号違反行為の内容
- 改正内容 「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正
改正箇所 【118 ページ】 第九章 条例・規程等
○鶴岡市給水条例 第6条の4第1項第6号
【170 ページ】 鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する
処分に関する要綱 第12条
- 改正内容 「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改正
改正箇所 【170 ページ】 第九章 条例・規程等
○鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する
処分に関する要綱 第12条
- 改正内容 「厚生労働省」を「国土交通省」に改正
改正箇所 【65 ページ】 第四章 給水管及び給水用具
1. 給水装置の構造及び材質に関する基準
1. 給水装置の耐圧 1.
- 改正内容 「第5条」を「第6条」に改正
改正箇所 【119 ページ】 第九章 条例・規程等
○鶴岡市給水条例 第7条

2. 適用日 令和6年4月1日